

／ようしくお願ひします／

令和4年度

新採用職員を紹介します！



さとう まゆこ
佐藤真由子
(企画調整課)



いとう ゆうか
伊藤 侑花
(健康福祉課)



えとう まい
江藤 舞
(総務課)



なかむら ゆい
中村 結
(税務課)

ごみの収集日及び分別等にご注意ください

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

ごみの分別は、ごみの多様化に伴い処理方法が毎年変わります。最新の分別方法は、令和4年度人権・健康・環境カレンダー（3月に全戸配布）をご覧ください、ごみの減量化及びリサイクルにご協力をお願いします。

ゴミの出し方

▶ 収集日

カレンダーに記載の所定の日（地区や分別によって異なります）

▶ 時 間

午前8時30分までにゴミステーションまで持ち込んでください

令和4年度よりA4判（A3展開）サイズに変わりました

玖珠環境センターへの持ち込み

玖珠環境センターに直接持ち込みを行う場合は、重量に応じて一般廃棄物処理手数料が発生します。

※町指定ゴミ袋に入れて持ち込みをしても手数料は発生しますのでご注意ください。



リサイクル

ペットボトル

なるべくペットボトルは缶ビンと分けて指定袋に入れてください。

★ペットボトルのラベルをはがし、キャップをとる（ラベルとプラスチック製キャップは可燃物へ。金属製キャップは第3分別へ）

★中身を空にして水ですすぐ

★汚れのひどいものはリサイクルできないので、可燃物へ

古紙回収物

★新聞紙とチラシは分けて、ヒモでしばって出す（新聞紙の日）

★ダンボールや本や雑誌はヒモでしばって出す（古紙類の日）

★雑がみ（包装紙、菓子箱）など、ヒモでしばれない紙は、封筒や紙袋に入れて出す

※その他古紙回収物の分別方法は、カレンダー2月号のページをご覧ください

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、**月額16,590円**です。
保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。
毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、万一障害や死亡といった不慮の事態の発生により、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所または住民課までご相談ください。



次回の 年金相談

- とき 6月22日(水) ※予約が必要です。日田年金事務所
- ところ 九重町役場 1階 101会議室 (☎0973-22-6174) までご連絡ください



新型コロナウイルスワクチン3回目接種のご案内【5月分】

●お問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎76-3821 (健康福祉課)

集団接種

ワクチンの種類	実施日	実施会場
モデルナ	4月18日(月)、4月20日(水)、5月11日(水)	保健福祉センター
ファイザー	4月25日(月)、4月27日(水)、5月21日(土)	保健福祉センター

予約のしかた (集団接種・個別接種) ※完全予約制です。予約なしでの接種はできません

1 予約の際は接種券の券番号が必要です。お手元にご準備ください。

2 ◎インターネット予約 (スマートフォン、パソコン、タブレット)

なるべくインターネット
予約をご利用ください

九重町ホームページから予約する場合

・九重HP ➡ 新型コロナウイルスに関連する情報 ➡ 接種の予約について

予約サイトへ直接接続して予約する場合

・右側のQRコードをスマホで読み取ってご利用いただくか、
URL <https://jump.mrso.jp/444618/> を直接入力してください



◀ 接種予約は
こちらから

◎電話予約

新型コロナウイルスコールセンター ☎0973-76-3870

・電話予約は平日午前9時～午後4時まで (その他のお問い合わせは午後5時まで)

3 予約受付期限：接種日の前週木曜日午後4時 ※期限を過ぎてWEBで予約登録、変更等した場合は接種できないことがあります。ご了承ください。

- ▶ 64歳以下の方を中心とした個別接種は順次ホームページ等でお知らせします。
- ▶ ワクチンの種類は国の配分によって変更になることがあります。
- ▶ ファイザー社またはモデルナ社のどちらを接種しても効果は十分であり、副反応はおおむね同じです。
- ▶ ワクチンは強制ではありません。新型コロナウイルスワクチンの接種は、接種を受けることの効果と副反応等について、理解の上、自らの意思で受けていただくことになります。



▲九重町HP

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎ 76-3838

犬を飼う場合、登録し、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが狂犬病予防法により義務付けられています。



犬の登録：犬の一生に1回

新しく飼い始めた犬が登録していない場合は、飼い始めた日（生後90日以内の場合は90日を経過した日）から30日以内に登録が必要です。

▶登録手数料 3,000円

▶登録場所 保健福祉センター

注意 登録に変更が生じた場合は、保健福祉センターで手続き・届出をしてください。転出した場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。 ➡ 転入・町内で転居・所有者が変わった・犬が死亡した場合



狂犬病予防注射：毎年、必要

狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが狂犬病予防法に義務付けられています。詳しくは、令和4年度人権・健康・環境カレンダーをご覧ください。

集合接種 登録されている方には個別通知をします。

集合接種スケジュール（登録されている方へは個別に通知）

- ▶ 狂犬病予防注射料 2,700円
- ▶ 狂犬病予防注射済票交付手数料 550円

4月22日（金）飯田地区

白鳥神社	9:10～9:25
無田土地改良区	9:35～9:55
東部集会所	10:00～10:10
吉部消防詰所	10:15～10:25
筋湯日田バス停	10:45～10:55
湯坪集落センター	11:00～11:20
飯田公民館	11:25～12:00

4月28日（木）南山田地区

菅原集会所	9:30～9:45
竹尾石油前（二瀬バス停付近）	9:55～10:30
相挟間公民館	10:35～10:50
南山田公民館	11:00～11:20
引治生活改善センター	11:25～11:35
栗野小学校跡	11:45～11:55

5月12日（木）野上地区

滝上集会所	9:30～9:45
野矢小学校横	9:55～10:10
拓郷地区集会所	10:20～10:35
鹿伏集会所	10:45～10:55
野上公民館	11:05～11:30
保健福祉センター（倉庫前）	11:35～12:00

5月19日（木）東飯田地区

竜門小学校跡	9:30～9:45
竜門寺広場	9:55～10:05
川上集会所	10:15～10:30
書曲1・2地区集会所	10:40～10:50
書曲3地区集会所	10:55～11:00
東飯田地区体育館前	11:10～11:20
松岡公園	11:30～11:50

5月26日（木）町内全体

飯田公民館	10:00～10:30
保健福祉センター	11:00～11:30

個別接種

かかりつけの動物病院等で受けることができます。なお、注射後、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を保健福祉センターまでお持ちになり、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。



町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

町営住宅

青山住宅

住 所 九重町大字右田 785 番地の 1

募集戸数 一般世帯向け 3 戸 (3 LDK: 2 戸) (2 LDK: 1 戸)

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料 1,000 円/月



寺田住宅

住 所 九重町大字野上 1321 番地

募集戸数 一般世帯向け 1 戸 (3 DK)

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定。



地域優良賃貸住宅

奥野住宅

住 所 九重町大字右田 2022 番地の 1

募集戸数 新婚・子育て世帯向け 1 戸 (3 LDK)

そ の 他 IH クッキングヒーター (20A 措置タイプ) が必要。

基本住宅使用料 78,000 円/月 駐車場使用料 1,000 円/月 (1 台分)

基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から 28,000 円/月を減額。

(1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から 5 年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。

(2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えていない世帯。



申込みについて

募集期間：令和 4 年 **4 月 18 日** (月) ~ **4 月 28 日** (木) 午後 5 時まで

- 入居予定日：令和 4 年 6 月 1 日 (水) から
- 敷金 (入居時住宅使用料の 3 月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課 (役場 2 階) に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町 HP

65 歳～74 歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続き

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

65 歳から 74 歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の申請受付を住民課 (役場 1 階) で行っています。申請をされる方は、下記のものをご持参のうえ、手続きをしてください。

持参するもの

- 障がいの程度が確認できる書類 (障害者手帳など)
- 本人確認証明 (運転免許証など本人と確認できるもの)
- マイナンバーカード等 (マイナンバーを確認できる書類)



※障がい認定を受けた方は、認定後も 75 歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険または社会保険等に加入することになります。

九重町では相談支援事業所と連携し、障がいのある方やその家族・関係者からの相談を受け、本人の自立した生活のために必要な助言・情報提供・サービス利用に関する支援などを行っています。

障がいに関するお悩み・ご相談がありましたらお気軽に下記までご連絡ください。専門の相談員がご対応いたします。



内容	事業者	連絡先	相談方法
一般的な障がいに関する相談	大分県社会福祉事業団 地域生活支援センターはぎの ここのえ夢ステーション	九重町大字町田554-1 ☎0973-78-8882	【予約制】 9:00～16:00 (土日祝除く)
こどもの障がいに関する相談	社会福祉法人くらっぴ こども相談支援センターのあ	玖珠町大字塚脇581-3 ☎0973-72-1023	

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請を受け付けています

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

支給内容

償還額が年5万円で5年償還、額面25万円の記名国債

支給対象

戦没者等の死亡当時に生まれていた遺族で、令和2年4月1日において、恩給法による公的扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- (1) 令和2年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計を有していること等の要件を満たしているかどうかで、①～④の順番が入れ替わります
- (4) 上記の(1)～(3)以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者に限ります。

請求方法

▶ 請求期間 令和5年3月31日まで ※受付時間は午前9時～午後4時まで

▶ 請求場所 九重町役場1階 健康福祉課 窓口

▶ ご持参していただくもの（①～⑤以外にも必要書類が生じることがあります）

- ①～③は必須
- ①印鑑（シャチハタ等のゴム製品のものやスタンプは不可）
 - ②本人確認できる書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
 - ③令和2年4月1日以降の請求者の戸籍抄本
 - ④戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者の続柄を証する戸籍
➡前回受給申請された方以外が申請する場合、④が必要です
 - ⑤代理の方が申請する場合は、委任状（所定の様式があります）

国債の交付について

交付準備が整いましたら、通知にてお知らせします。申請から交付まで1年程度時間を要します。（裁定都道府県が大分県以外の場合は1年～2年程度時間を要します）

国民健康保険証をお持ちの方へー柔道整復師等の施術に係る療養費についてー

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

▶ 柔道整復師等にかかる時、次の場合のみ健康保険を使うことができます

柔道整復師の施術

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けたとき
※骨折及び脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要

はり・きゅうの施術

主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき
※保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要

マッサージの施術

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき
※保険が使えるのは、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要

治療を受けるときの注意

保健医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等を治療中の場合は、施術を受けても保険等の対象とはなりません。柔道整復師療養費支給申請書の患者記入欄には内容を確認の上、署名をし、必ず領収証をもらうようにしましょう。



町長コラム

Vol.20

とびらをあけて

九重町長 日野 康志

今年の桜は寒さが厳しかったことから、例年より少し遅れましたが見事に開花しました。毎年のことですが、きれいに咲いた桜に心が和みます。花見は控えていますが一日も早く新型コロナウイルスが収束し、桜の下で皆さんと一緒に桜を楽しめる日が来ることを願いながら今年も桜を眺めています。

また、今、ウクライナへのロシアの軍事侵攻により、数多くの命が失われ、多くの人々が危険にさらされています。人権を無視した行為に大変な怒りを覚え、一日も早く停戦になることを願っています。

さて、10年先を見通した「九重町第5次総合計画」がスタートしました。『未来へつなごう！

豊かなところと癒やしの自然 ～みんなでつなぐ 未来へのバトン～』というタイトルのもと、さまざまな計画の基本となる計画です。このタイトルは、住民の皆さんやこのえ緑陽中学校の生徒さんから募集をいただき決定しました。小さくてもキラリと輝くまちづくりをめざして、先達より大切に引き継がれてきたひとやモノに想いを寄せる「豊かなところ」、そしてひとを包み込む「癒やしの自然」をしっかりと引き継ぎ、未来へとつなぐ（バトン）想いを込めて描いた将来像です。

九重町が人口が減少しても持続可能なまちづくりを目指していくためには、町民と共に歩んでいかなければなりません。どうか皆さんのお力をお貸しください。

